

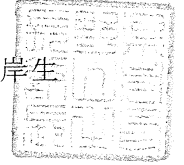


総第 83 号

令和 6 年（2024 年）7 月 23 日

飯山市議会議長 様

飯山市長 江沢 岸生



飯山駅前ホテル調査・検証特別委員会への出席について（回答）

令和 6 年（2024 年）7 月 18 日付け議第 43 号にて依頼のありましたこのことについて、飯山駅前ホテル調査・検証特別委員会（以下「特別委員会」という。）においては傍聴を認めないとお伺いしています。

広く一般市民等に傍聴を認めることは、行政の情報公開の推進や会議の透明性、公平性の確保などが図られることになり、今回の特別委員会においてもその効果が期待されるところであります。

飯山市議会基本条例（令和 2 年飯山市条例第 25 号。以下「基本条例」という。）では、その前文に、飯山市議会は「市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め」とあり、基本条例第 3 条第 3 号には「議会が保有する情報は、市民に積極的に公開し、市民に開かれた議会、分かりやすい議会運営を行い、市民の参画意欲が高まるように努めること」とあります。

つきましては、基本条例の趣旨を尊重し、特別委員会において広く市民等に傍聴を認めてくださいますようお願い申し上げます。

特別委員会において広く市民等に傍聴を認めることについてのご回答を文書にてお願い申し上げますとともに、いただいたご回答が当方として理解できるものであれば、特別委員会への市長並びにその委任又は嘱託を受けた者が出席させていただきます。

総務部

（部長）（担当）鈴木靖史

電話 内線 338